

令和4年5月30日

お客さま 各位

日本海信用金庫

**「未利用口座管理手数料」の導入および
「一定金額未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑不要化」について**

平素より、日本海信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない普通預金等口座の利用促進と口座が不正利用されることによる被害防止のため、令和2年9月1日を導入基準日として、2年以上ご利用のない普通預金等の口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくこととしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただく場合には、下記1～3のとおり対象口座をお取り扱う費用として、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座残高が本手数料未満となる場合には、口座残高の全額（お利息を含みます。）を本手数料に充当のうえ、口座を解約させていただきます。

「未利用口座」としてのお扱いは、既にお取引いただいている口座も対象とさせていただきます。

なお、令和4年9月1日時点で徴求の条件を満たしている全ての口座が対象となりますが、日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはございません。

また、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑の不要化を下記4のとおり実施いたします。

併せて、これに伴い下記5のとおり普通預金等の預金規定を一部改定いたします。

当金庫では、今後も質の高い金融サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座」の対象預金種目

- (1) 普通預金（無利息型普通預金および総合口座を含む。）
- (2) 貯蓄預金

2. 「未利用口座」のお取扱条件

以下の条件をすべて満たす預金口座を「未利用口座」としてお取り扱いいたします。

① 令和2年9月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（該当預金のお利息の元本への組み入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）された日から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない預金口座であること。

- ② 該当の預金口座残高が1万円未満であること。
- ③ 同一店舗で、他のお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）がないこと。
- ④ お借入がないこと。
- ⑤ 出資会員でないこと。
- ⑥ 23歳未満でないこと。

3. 「未利用口座」のお取扱いにかかるご案内

(1) 事前のご案内

お客さまの口座が「未利用口座」のお取扱いとなった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご

案内申し上げます。(文書遅達または不達となった場合も通常送達したものとさせていただきます。)

(2) 未利用口座管理手数料の引落とし

ご案内後、一定期間内(約3か月)経過後もお取引が再開されない場合、年間1,320円(税込)の「未利用口座管理手数料」を対象口座から引落としさせていただきます。

なお、ご案内後3か月以内に、再度口座をご利用になるか、ご解約されますと、本手数料はかかりません。

引落としさせていただいた本手数料のご返却には応じかねますので、予めご了承ください。

(3) 未利用口座の解約

「未利用口座」の残高が「未利用口座管理手数料」以下の場合には、当該残高を本手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。

解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

4. 残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑不要化

令和4年9月1日より、個人および個人事業主のお客様を対象に、残高1万円未満の口座解約手続きを、ご通帳および顔写真付き本人確認書類のご提示により、お届出印の押印を不要とし、ご本人の署名のみで解約できるよう、下表のとおり手続きを簡略化いたします。

対象となる預金種類	<ul style="list-style-type: none">・普通預金(無利息型普通預金、総合口座を含む)・貯蓄預金・納税準備預金
対象となるお客さま	<ul style="list-style-type: none">・個人および個人事業主のお客さま
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・解約対象口座の残高10,000円未満
解約時にご提示いただく書類等	<ul style="list-style-type: none">・ご通帳※キャッシュカードを発行されている場合は、キャッシュカードも併せてご提示ください。・顔写真付き本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

5. 預金規定の一部改定

今回の改定に伴い、令和4年9月1日に預金規定を一部改定します。改定内容は、当金庫ホームページ「預金規定集」をご覧ください。

- (1) 普通預金規定(個人・法人用)
- (2) 貯蓄預金規定(個人限定)
- (3) 納税準備預金規定
- (4) 定期性総合口座取引規定

以上

【本件に関するお問い合わせ】

日本海信用金庫 経営企画部 事務課
0855-22-1852